

令和5年度TOKOWAKA-MIEスタートアップ・  
アクセラレーションプログラム運営業務委託 業務仕様書

1 目的

日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出するため、国は2022年を「スタートアップ創出元年」とし、①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進を3本柱とする「スタートアップ育成5か年計画」同年11月に策定しました。

本県としても、この大きな潮流に乗り遅れないよう、スタートアップ支援の取組を加速させ、地方の強みを生かした取組を重点的に進めていく必要があります。

本業務は、三重県におけるスタートアップエコシステムを構築するための事業の一環として、さらなる成長や新規事業開発、金融機関やVC等からの資金調達を目指すスタートアップや第二創業（以下「スタートアップ等」という。）を生み出すことを目的とします。

2 業務内容

令和5年度 TOKOWAKA-MIE スタートアップ・アクセラレーションプログラム運営業務委託

3 履行期間

契約日から令和6年3月22日（金）

4 業務概要

(1) 業務内容

県内スタートアップ等を対象とし、創業経験者等によるメンタリング、ビジネスプランのブラッシュアップを図るとともに、資金提供者や事業連携先等に対する効果的な事業PRの手法等の習得を支援する。

併せて、本委託業務開始にかかるプレイベント、支援の成果を披露するデモデイを開催し、他の県内スタートアップ、大手企業・中堅企業、VC等との出会い・交流を促進し、新たなイノベーションの創出や新たなビジネスパートナーの獲得、経営者同士のネットワーク拡大等を図る。

詳細は下記のとおりとする。

ア 受講対象者（以下、「参加者」という。）

- ・事業の立ち上げ、事業の黒字化や資金調達等によりさらなる成長を目指すスタートアップ等
- ・新規事業の開発を進める経営者等（既存企業内での業態転換・新規事業立ち上げ予定の方を含む）

イ 開催日時

開催期間は、契約締結日から令和6年2月末までとし、具体的な日時については契約締結後、県と受託者が協議して決定する。

ウ 実施内容

(ア) 参加者の募集

- ・自治体、スタートアップ支援機関、大学・高専等と連携し、SNS広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して参加者を募集する。募集期間を十分に取、参加者の発掘に努めること。なお、募集に使用するツールについてはあらかじめ

め県に報告し、両者協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。

- ・SNS広告及びチラシ配布（各500部）については、プレイベント告知・参加者募集・デモデイ告知時に行うこととする。

(イ) プログラムの内容

各回に実施する内容は以下のとおりとし、詳細は後述する「エ 運営条件」を確認すること。

プレイベント	事業概要説明及び セミナーやワークショップ
セミナーや ワークショップ	事業計画のブラッシュアップ (3回以上)
メンタリング	メンターによるメンタリング (4回以上)
デモデイ	基調講演若しくはセミナー・セッション、 本事業参加者によるピッチの実施、ネットワーク交流会

エ 参加者の目標者数

参加者は15事業者程度とする。参加希望者が、募集人数を上回る場合は、応募書類に基づき、書類審査等を実施するものとする。なお、書類審査等に当たっては、事前に県と協議すること。

オ 運営条件

(ア) プレイベント

- ・起業の機運醸成と、本プログラムに参加する方を増加させることを目的に、起業もしくは新規事業開発に関心がある方を広く集め、本業務の目的やスケジュール等の全体説明をするとともに、セミナー形式やワークショップ形式のイベントを開催するものとする。

(イ) セミナーやワークショップ（以下、「セミナー等」という。）

- ・セミナー等については原則対面での開催とし、参加者のさらなる成長・加速化に資し、マッチングや支援者からの資金調達等に繋がるような内容とする。
- ・3回以上開催することとする。また、1回あたりの開催時間は概ね2～3時間程度とし、ワークショップ形式をとるなど双方向型（事前課題を設定し、その内容をディスカッションする等）の内容とすること。
- ・セミナー等の各回において、参加者に対して、想定顧客へのヒアリングに基づいた事業のブラッシュアップの課題を課すなど、受講後にファーストカスタマーや資金調達先等に対して事業内容等を提案できるような熟度にまで高める内容となるよう努めること。

(ウ) メンタリング

- ・参加者について、個別にメンタリングの機会を設定し、事業の進捗状況を把握するとともに、必要な助言を実施するものとする。なお、メンタリングについては、各参加者4回以上実施するものとし、結果については、概要を定期的に県へ報告することとする。
- ・メンタリングは原則オンラインでの実施とするが、セミナー等と合わせて対面で実施するなど、より効果的な実施となるよう努めること。
- ・参加者の事業内容に対して、適切なメンタリングができるメンターを配置すること。

(エ) デモデイ

a 概要及び構成

- ・起業経験者等3者程度によるパネルディスカッション、参加者による成果発表の場としてピッチ、参加者やオーディエンスのネットワーク構築に資する交流会の3部構成とする。  
なお、後日、アーカイブ配信ができるよう、録画をすること。

b ピッチへの登壇者等について

- ・成果発表の機会となるピッチへの登壇者数は5～10者程度とし、登壇者は事前に実施したメンタリング、セミナー等の参加者に限る。
- ・ピッチへの登壇希望の有無はメンタリング等の実施期間中に確認することとし、登壇希望者数が目標者数を大幅に上回る場合は、県と受託者、メンタリングで指導した講師等で協議のうえ、登壇者の選定を行う事とする。
- ・ピッチに対する講評者（コメンテーター）は5者程度とする。
- ・講評者以外に資金調達や次の事業展開につながるよう、オーディエンスとして支援者等を10者以上集客すること。

c アンケート

- ・来場者に対するアンケートを実施すること。

(オ) 共通事項

- ・メンタリング期間以外も、参加者からの事業のブラッシュアップ等に関する個別相談に対応できるよう、人員配置を行うこと。
- ・参加者とメンターの相談内容を把握し、その概要について記録を残すこと。
- ・本業務の参加者、講師、メンター等の関係者が、常時、コミュニケーションやディスカッションをできる仕組み（コミュニケーションツールの設定等）を整えること。
- ・参加者の募集・受付、各回の講座及び事業のブラッシュアップ等に係る調整講師やコーディネーターの手配、アンケート実施・集計に係るすべての事務を、本業務に含むものとする。
- ・各回の開催前には、講座の内容や招聘講師、事業のブラッシュアップの内容や手法等について県に報告し、あらかじめ十分に協議して当日の運営を行うこと。
- ・本業務の実施状況は逐次情報発信し、支援するスタートアップ企業のプロモーションや起業家マインド醸成につなげること。
- ・プログラム参加者に対するアンケートを実施すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word または Excel）と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

(ア) 業務全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）

(イ) 参加者名簿

(ウ) アンケート結果

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和6年3月22日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別

途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

## 7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

## 8 その他特記事項

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 発注者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (8) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (9) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

担当 : 矢形、澤田